

## 都市公園トイレ清掃業務その2仕様書

### 1 清掃実施日及び清掃回数

- (1) 城北公園の各トイレについては、1日1回とする。
- (2) 賤機山公園（社内）のトイレは、期間中1日2回とし、賤機山公園の他（バイオ）のトイレについては、週2回とする。
- (3) 西草深公園・鷹匠公園は期間中週2回の月、木曜日を、伝馬公園は期間中週3回の月、木、土曜日を基本とし、これによりがたい場合は他の任意の平日とする。ただし、平日における清掃日が祝日にあたる日は、前後に振り替えることができるが別途監督員と協議すること。  
また、受託者は市の承認を得たときは、日曜日又は祝日に振り替えることができるものとする。  
公園トイレの使用状況により、市が指示した場合は実施日の変更を行うものとする。
- (4) 清掃トイレ箇所は別紙数量表のとおりとする。
- (5) 通常清掃の清掃周期及び回数は別紙数量表のとおりとする。なお、1日2回の清掃は、午前と午後の区分にて行い、実施の間隔は4時間以上16時間以内とする。
- (6) 定期清掃は通常清掃とは別に6月と12月に実施するものとする。

### 2 清掃範囲及び内容

- (1) 通常清掃
  - ① 床は掃き掃除及び水拭き掃除とし、汚れは洗剤等で除去する。  
水を使い床面清掃した後は、床に清掃した水が残らないよう処理し床に排水溝が設置されているタイプは、床面に清掃した水が残らないようにできるだけ丁寧にゴムレーキ等を利用し排水溝に流し処理する。その際、排水溝に詰まりの原因となるものは流さないものとする。
  - ② 大便器及び小便器は水、薬剤を併用して清掃し、金属部分は水で拭き取る。
  - ③ 手洗い、鏡は洗剤、水等で清掃し、汚れは洗剤等で除去する。
  - ④ 扉、間仕切りは水拭きし、取手及び周囲は逆性石けん等を用いて殺菌拭きする。
  - ⑤ 壁面は手の届く範囲を清掃し、高所、天井について目のつく程度の汚れ、クモの巣等は随時清掃しておくこと。
  - ⑥ 汚物入れが設置してある箇所は、容器を清掃し、中の汚物は受託者の責任で処理する。
  - ⑦ 便器清掃用の薬剤はサンポールを使用するものとし、使用には十分注意すること。  
他の薬剤を使用するときは、市の承諾を得るものとする。尚、資機材等の経費については受託者の負担とする。
  - ⑧ 軽易な詰まりについてはスポイト等の用具を使用して解消すること。尚、解消できない場

合は、すみやかに市へ連絡すること。

- ⑨ トイレの周囲についてもゴミ、枯葉等を除いておくこと。

(バイオトイレの清掃について)

- ⑩ 酸性、アルカリ性の洗剤は細菌が死滅するため、必ず中性洗剤を使用すること。  
⑪ 便器清掃は少量（3～4ℓ以内）の水で行い、消化槽になるべく水が入らないように注意すること。

(2) 定期清掃（6月・12月）

- ① 高所のほこりを払い換気口等の清掃を行う。  
② 床はゴミ、ほこりを除去した後に洗剤を用いて洗浄する。  
③ 扉及び壁面は洗剤を用いて清掃し、よく拭き取る。なお、落書き等による汚れにおいて洗剤で除去できないものは、シンナー等で除去し、後に水拭きする。  
④ パイプ等の金属部分は空拭きし、専用クリーナーで汚れを除去する。

(3) トイレトペーパーの補充

通常清掃の際に適宜トイレトペーパーを補充すること。トイレトペーパーの在庫については駿府城公園管理事務所（以下、管理事務所）から持ち出すものとし、持ち出す際には管理事務所と日程調整等を行うこと。

(4) 現地報告

トイレ清掃にあたり、トイレ使用不能及び施設の破損があるとき、又はその恐れがあるときは、速やかに箇所及び原因等を報告し、場合により使用不能の表示及び立入制限の処置を行うものとする。

(5) 作業予定表

翌月の作業実施予定表をあらかじめ市に提出するものとする。

(6) 作業実施報告

受託者は、各月ごとの委託業務が完了したときは、翌月7日（令和3年3月分にあつては同月末日）までに、委託業務実施報告書、作業報告書、写真（清掃前・清掃中・清掃後）を市に提出するものとする。ただし、写真台帳は作業手順がわかるよう整理し作成すること。

写真管理は、清掃箇所及び黒板等に委託名、委託箇所、作業日、作業内容、会社名等明記されたものが、確認できるよう撮影するものとする。

また、受託者は、トイレ使用不能及び施設の破損があつたときは、作業報告書に記載するものとする。

(7) 作業実施者

清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技術を有した者であること。

### 3 障害者差別解消法への対応

受託者は、市の業務を受託することに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

# 樹木等管理特記仕様書

## 【樹木剪定】

### 低木、花木類

- ・刈込は外柵及び縁石の内側とし、高さはなるべく低くし、角は丸みを持たせること。
- ・花木類の刈込時期は花芽の分花期に十分留意し、太目の枝を切り込んだ後は必ず切り直しを行うこと。

### 高木類（常緑樹、落葉樹、針葉樹）

- ・剪定時期は一般的に秋過ぎから行い特別な理由がない限り、1月中に終了すること。特に落葉樹は落葉時期に十分注意して剪定すること。
- ・樹姿及び樹形は、利用者の支障にならない限り自然樹形または自然相似樹形とする。
- ・剪定は下枝の枯死を防ぐよう、上方を強く、下方を弱くの剪定を基本とし、不要の枝（ひこばえ、胴吹き枝、立ち枝、からみ枝、枯れ枝、車枝、低すぎる枝、二股枝、弱小枝、逆さ枝、こみ枝、重なり枝、競争枝、徒長枝）は取り除くこと。
- ・枝葉が繁茂している樹木については、枝透かし（枝抜き）を行い全体として枝葉量を減らすこと。（特に住宅地と隣接している面）
- ・太枝を剪定する場合は、切断面の表皮が剥がれないようあらかじめ枝先の重量を軽くしたうえで切り直しを行い切断すること。
- ・歩車道に面している箇所は、歩道は2.5m、車道は4.5mの建築限界を確保し車両通行に支障のない枝は残すこと。
- ・交差点、交通標識のある箇所は、歩行者、車両等及び標識が、確認できるよう剪定すること。
- ・ケヤキ、サクラ類は、監督員と打ち合わせし樹形等に注意しながら必ず上段記載事項の剪定を行いサクラなど切り口から腐りやすい樹木は癒合剤を塗ること。
- ・マツ類及び仕立物の手入れについては、時期、剪定方法等十分注意して行うこと。
- ・ハクモクレン等花実類の剪定時期は花芽の分花期に十分留意し剪定すること。
- ・照明灯、電線等の周りは危険のないよう剪定し、特に夜間の照明を考慮すること。
- ・境界線（民地側など）の剪定については、境界の内側を目安とし、芯を切る場合は次の芯となる枝を必ず残すこと。
- ・シュロ類の剪定については、下枝、枯枝除きと共に防火対策のため皮むき等も必ず行うこと。
- ・剪定枝等はその日のうちに片付けること。やむを得ず残った場合は、公園利用者の邪魔にならないように結束し、翌日速やかに処理すること。
- ・高木剪定を行う場合は、目視点検及び打音点検、幹を押して不自然な揺れがないことを点検し、異常がみられる場合は根株の鋼棒貫入を行う等、作業中の安全対策を図ること。

- ・境界線から1 m以上の距離をとり剪定をし、樹形を整えること。また、境界線との間が狭い、樹形が著しく不整の形状になる場合は極力境界線より内側に剪定をすること。

### 【芝刈、草刈等】

#### 機械芝刈

- ・芝生地内にある空き缶等の障害物を予め取り除き、樹木、施設等を損傷しないように注意し、刈残し、刈むらのないよう均一に刈込むこと。
- ・石などが周囲に飛散しないよう防止策をとること。
- ・植樹帯、施設等にほふく茎が進入しないように縁切りすること。又、刈跡は綺麗に清掃すること。

#### 機械草刈

- ・前もって石、空き缶等の障害物を予め取り除き、樹木、施設等を損傷しないように注意し、刈残し、刈むらのないよう均一に刈込むこと。
- ・石などが周囲に飛散しないよう防止策をとること。
- ・山地での刈払い物は下木の乾燥、雑草の発生を防ぐために必要量を敷き均し、園路、広場及び階段に散在した刈払い物は取り除くこと。

#### 手刈

- ・寄植地を損傷しないように注意し、地際より丁寧に雑草、笹、つる等を刈払いすること。

#### 抜根除草

- ・樹木、花等に十分注意し除草器具を用いて根から抜取り、付着土はふるい落とすようにすること。

### 【その他】

- ・公園又は緑地内外の作業は、作業車両であることがわかるよう明示すること。
- ・作業車両の公園、緑地内の通行は必ず徐行し事故を起こさないようすること。公園内又は道路上等で作業車両を置いて作業する場合は、作業車両又は作業範囲をバリケード等で囲い、誘導員を配置するなどして周囲の安全を図ること。
- ・その際に、誘導員は必ず声を出して誘導すること。
- ・作業中は、必ずヘルメットを着用すること。
- ・作業中は、現場代理人が必ず常駐すること。
- ・作業のため道路を規制する必要がある場合は、必ず受託者にて道路使用許可を申請し、許可を受けること。
- ・各公園緑地の箇所ごとに速やかに作業し、間を空けないようにすること。
- ・作業に関係ない者（公園利用者等）が作業現場に近づかないよう十分注意するとと

もに、予めお願い看板の設置、又は作業関係者を配置すること。

- ・肥料、薬剤等の搬入時には納入伝票を監督員に提示し、監督員立会いのもと材料検収を行うものとし、作業終了後、肥料、薬剤等の空袋、空瓶類も監督員立会いのもと、写真管理をすること。
  - ・剪定枝、刈払い物等は指定箇所へ運搬処理し、空き缶、ビニール、ペットボトル等についても適切に処理すること。自転車等産業廃棄物については監督員に連絡すること。
- ・草刈、芝刈り等において特定外来生物のオオキンケイギクを現地で確認した場合はその生息箇所の作業を一時中断し、速やかに監督員に報告するものとする。
- ・本委託作業で道路使用許可証を必要とする場合は、各社でそれぞれ管轄の警察署に申請書を提出し許可を得て作業すること。また、道路使用許可証を必要とする作業は、近隣等に作業日時等を周知させるものとし、事故、苦情等がでないよう注意し作業するものとする。作業の際は許可証を作業車両の見える場に置くか、すぐ提示できるようにしておくこと。
- ・草刈機等の機械類を使用する場合は、あらかじめ使用に関する講習を受けた者が作業することとする。
- ・支柱及び公園施設の腐食、破損を確認した場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。
- ・強風など異常気象による警報発令時で、公園緑地内の樹木に倒木などの恐れがある場合には、必要に応じて、警報解除後に受託箇所のパトロールを実施し、監督員に報告すること。
- ・除草業務は、6月中旬・9月中旬あたりの施工を基本とし、地元との調整等が行われた場合は、監督員と施工時期を調整すること。また、除草業務を年3回行う公園・緑地については、1回目除草業務を4月中旬から連休前に行うことを基本とし、草の生長によっては監督員と協議すること。
- ・発生材処理は、原則「清水港木材産業協同組合」を処理場とするが、同処理場での処分が困難となった場合は、沼上清掃工場または西ヶ谷清掃工場にて処分すること。
- ・疑義が生じた場合は監督員と協議し指示を仰ぐこと。

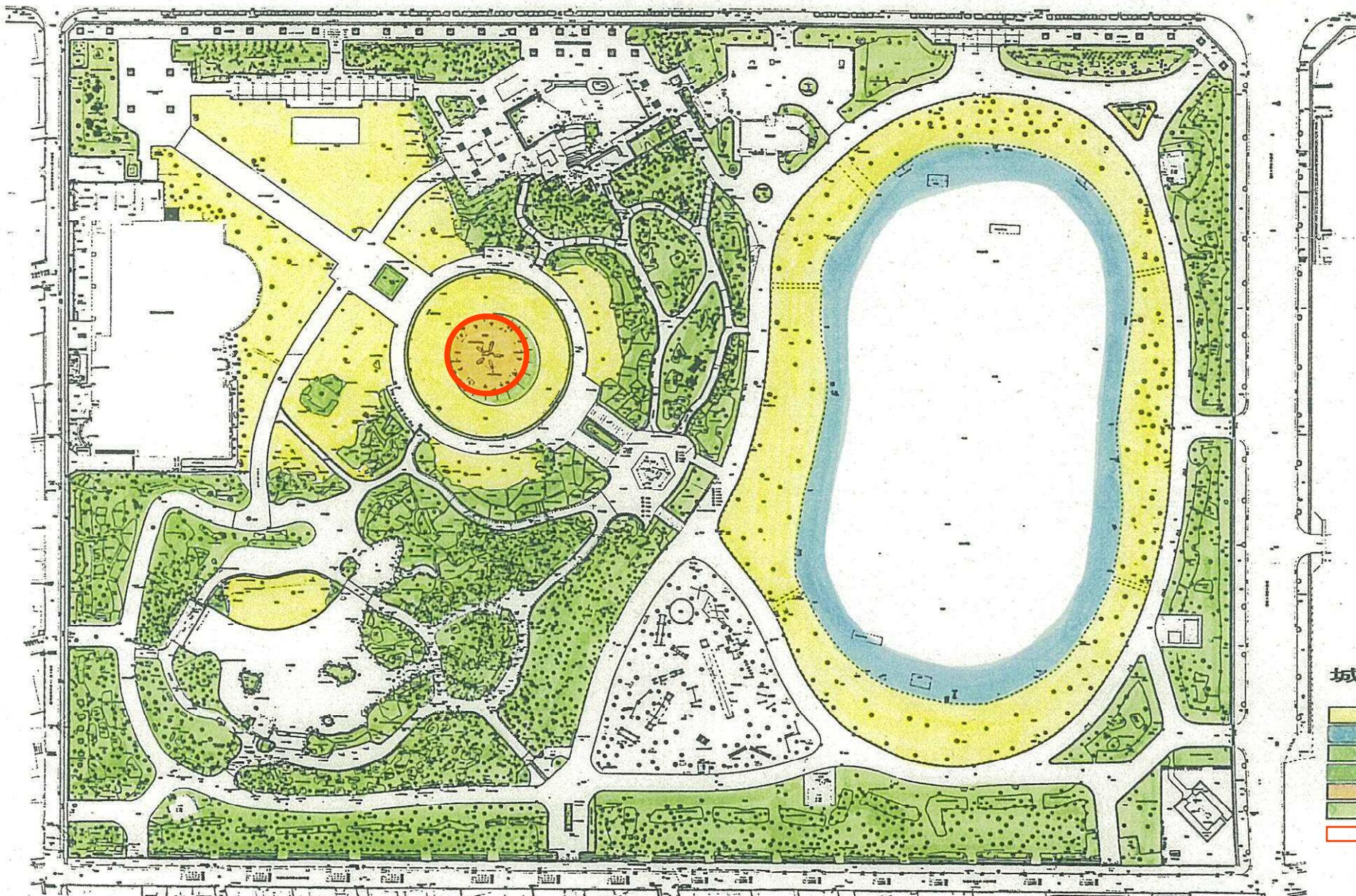
尚、本業務の実施にあたり現場管理、提出書類については、静岡市土木工事共通仕様書を準用するものとする。

## 病虫害駆除及び防除特記仕様書

1. 薬剤の使用に際しては、農薬取締り等の農薬関連法規及びメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を厳守すること。 ※散布業務にあたり、環境省通知の「住宅地における農薬使用について」の通知内容をよく理解し内容事項に準じて農薬散布をおこなうこと。
2. 受託者は、委託者から病虫害等の発生連絡を受けたら至急現地に行き天候等に注意し、速やかに駆除を行い、完了したらその旨を監督員に連絡すること。
3. 受託者は、受託区域内において病虫害を確認した場合には、ただちに監督員に連絡し、監督員の指示に従うこと。
4. 受託者は、早朝作業（午前6時00分には散布作業を終了すること）の実施にあたり、事前に周辺住民等に連絡し、騒音には充分注意すること。
5. 受託者は、本業務完了後は、空袋・空瓶を整理し、監督員立会いのもと写真管理を行う。空袋・空瓶の処理については充分注意すること。
6. 受託者は、周辺住民等に徹底周知を図り、作業内に立ち入らないような措置又は公園の出入り口等に看板を設置した後、薬剤散布作業にはいること。
7. 受託者は、市民から本業務以外の苦情、質問等を受けた場合でも、可能な範囲で対応すること。
8. 受託者は、薬剤散布後、使用薬剤、使用倍率、散布量、使用場所等を記入した農薬散布記録表を作成し、提出すること。
9. 本業務を実施するにあたり、病虫害の発生状況により、設計図書に記載した薬剤使用量に変更を生じた場合は、受託者、委託者協議のうえ処理するものとする。
10. 安全研修・訓練等の実施の中で、薬剤使用についての項目を入れ1回目を着手月に、2回目を9月までに最低1回ずつ必ず行い、後は必要に応じて行うものとする。

平面图 S=1:...

静岡市大岩地内

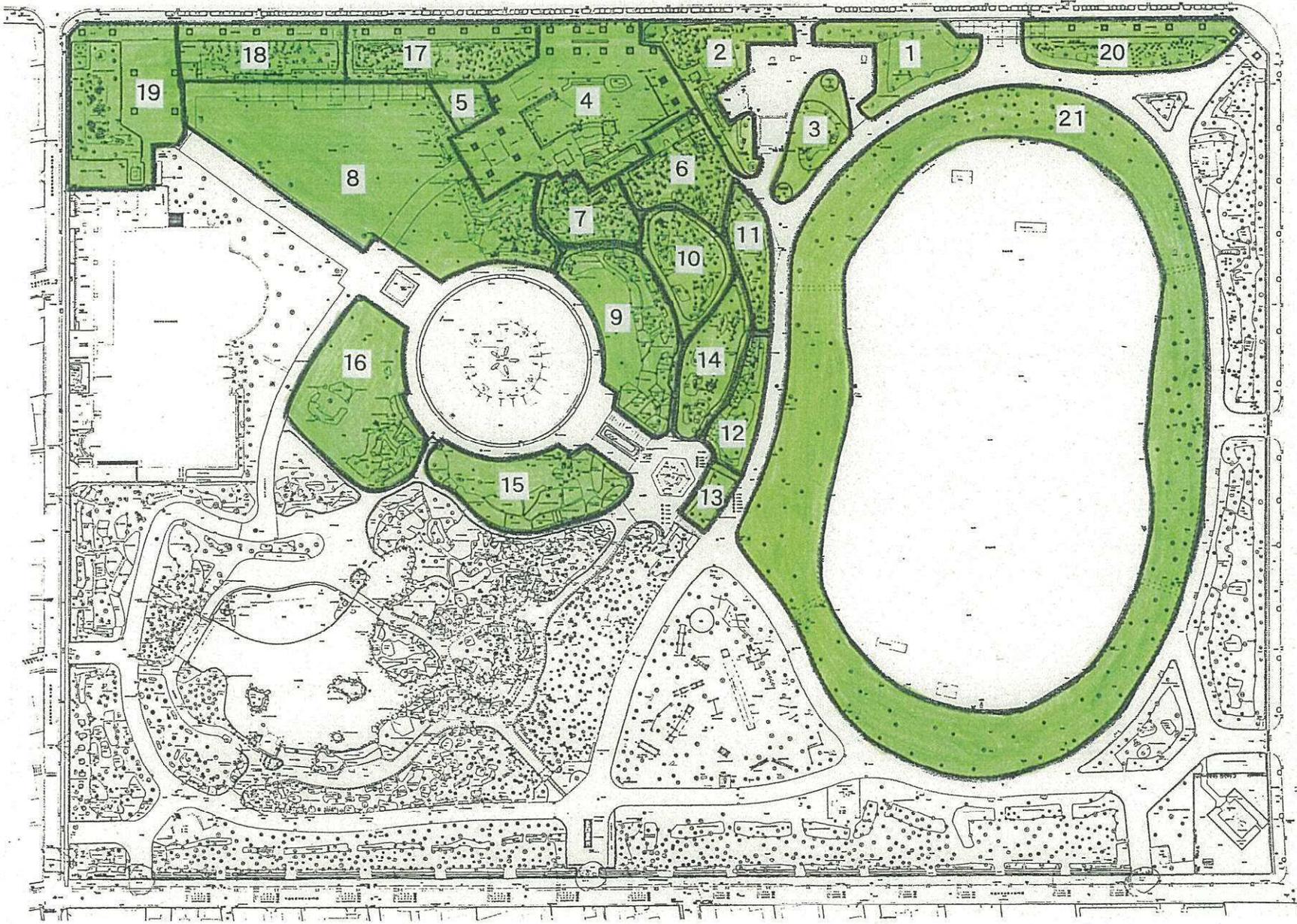


城北公園

- 機械芝刈
- 機械草刈 (園路広場)
- 機械草刈 (手刈以外)
- 手刈除草 (寄植内)
- 抜根除草 (花時計)
- 寄植大刈込 (低木全体)
- 花壇植替

平面図 S=1:

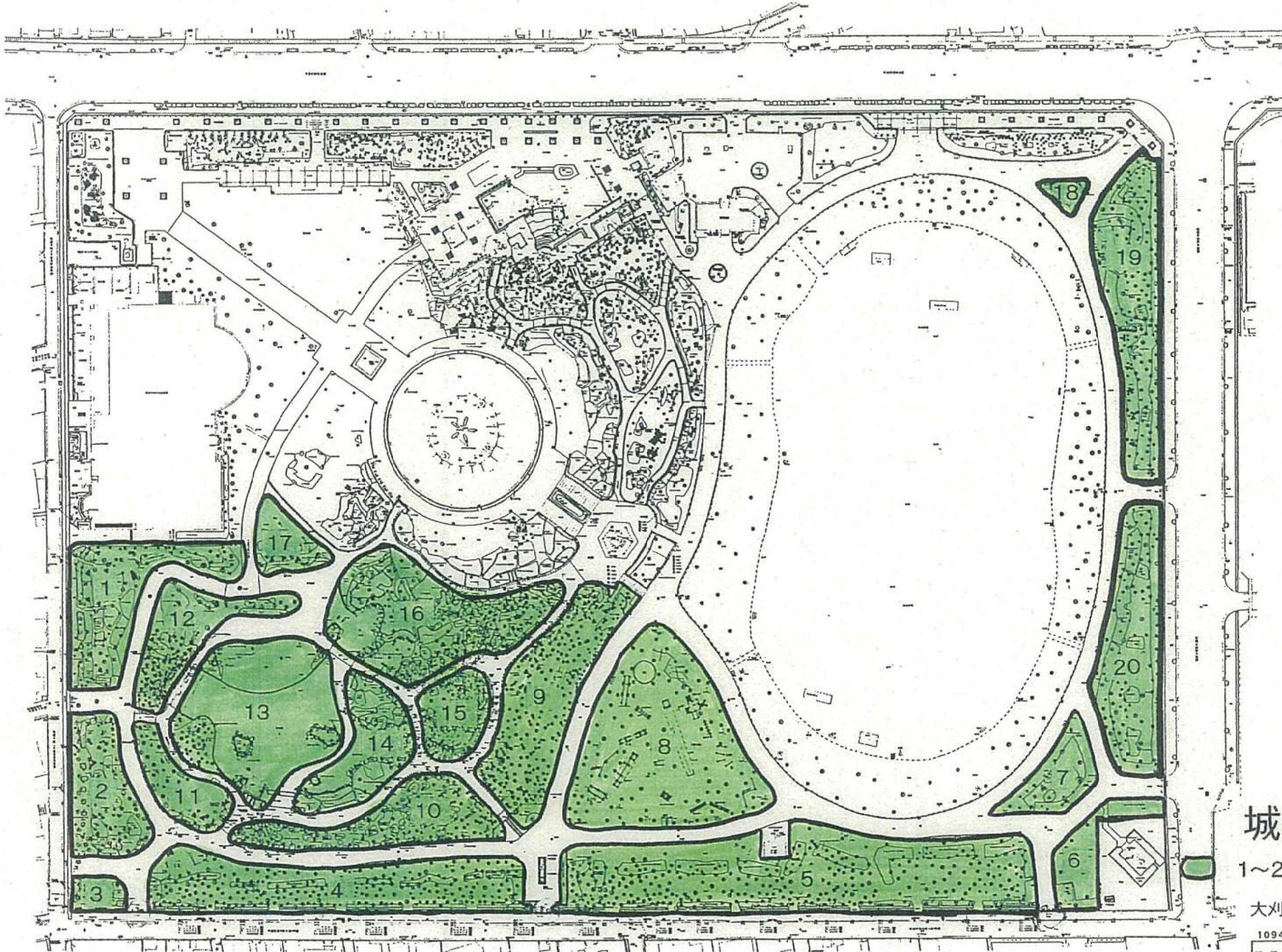
静岡市大岩地内



城北公園  
1~21 樹木手入れ

1094

工事名	城北公園
図名	平面図



### 城北公園

1~20 樹木手入れ

大刈込みは低木全体

1094

工事名	城北公園
園名	野園型
種尺	全 塚中

業務仕様書 4  
(賤機山・城北公園 清掃、除草等業務一式)

1 委託業務の実施日

賤機山公園

令和2年4月1日～令和3年3月31日のうち、  
4月1日～5日、8月20日～22日、12月29日～1月3日  
を除く毎日とし、  
週に1度任意の平日を作業休日とする。

城北公園

令和2年4月1日～令和3年3月31日のうち、  
8月20日～22日、及び1月1日を除く毎日とし、  
週に1度任意の平日を作業休日とする。

上記の作業休日において、同一公園内で複数の作業員が業務に携わる場合は  
個々の作業員の休日を調整をおこない 同じ日が作業休日とならないよう留意し、  
毎日の清掃実施に遅滞の無いようにすること。

2 業務時間及び業務人員

(1) 通常の作業時間	(8時30分～16時30分)	賤機山公園	1人程度	
		城北公園	2人程度	
(2) 増員期間	10月1日～12月28日	(8時30分～16時30分)	賤機山公園	4人程度
(3) 年末年始期間	1月2日～1月3日	(8時30分～16時30分)	城北公園	1人程度

3 作業内容

- (1) 園内の清掃、除草、草刈り、その他市が指示する作業を行うものとする。
- (2) 清掃により出たゴミは、袋に取り除き指定場所に置くものとする。
- (3) 噴水池、壁泉池の清掃(落ち葉除去等)
- (4) 桜(3月下旬～4月上旬)・なんじゃもんじゃ(4月中旬～5月中旬)の開花状況の報告。(城北公園のみ)

4 作業報告等

- (1) 業務報告の際は、業務のわかるように写真を撮り提出すること。
- (2) 委託された施設・箇所等に異常が見られる場合は、速やかに電話等により市に報告する。
- (3) 作業人数については適宜調整することは可能とする。
- (4) 桜、なんじゃもんじゃの開花状況については下記の状態で適宜電話等により報告するものとする。  
蕾硬い・膨らむ→開花→1分咲き→3分咲き→5分咲き→満開→散り始め→終了

## 城北公園ポンプ保守点検業務仕様書

### 1 ポンプ保守点検

定期点検は、5月、9月、2月に実施すること。

### 2 委託業務箇所

静岡市葵区大岩本町地内 城北公園

### 3 点検項目

- ① 吐出圧力確認
- ② 運転電流値確認
- ③ 運転状況確認
- ④ 絶縁抵抗値確認
- ⑤ 流量値確認
- ⑥ 逆止弁、仕切弁の機能確認
- ⑦ ストレーナー類の確認

### 4 点検実施箇所

- ① 壁泉池ポンプ設備（5台）
  - ② 日本庭園池ポンプ設備（5台）
- 別紙機器一覧表のとおり

### 5 実施上の注意事項

- ① 点検日については、事前に市担当者と協議すること。
- ② 点検期間中の噴水等の停止に係るお知らせ看板等を事前に設置すること。
- ③ 点検の結果、異常を発見したとき、または異常発生のおそれがあると認められるとき、若しくは保守に関する処置が必要と思われるときは、その都度報告し、その指示を受けて適切な措置を取るものとする。
- ④ 点検期間中の利用者の安全等について、十分配慮すること。

### 6 提出書類

報告書等（各点検後）

- ① 完了報告書
- ② 点検報告書(写真を含む)
- ③ 請求書（2月の保守点検後）

## 業 務 特 記 仕 様 書

### 1 業務内容

ポンプの保守点検及び調整、3回実施 本市担当者が指示した日

### 2 点検機器及び点検箇所

「保守点検機器一覧表」及び「保守点検箇所」のとおり。

### 3 その他

- (1) 受託者は点検の結果、円滑な運転に支障があると認められるときは、速やかに市担当者に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 点検結果報告は、ポンプの運転状況が確認できる書式とすること。

保 守 点 検 機 器 一 覧 表

No.	名 称	台数	形式・形番	場所
1	壁泉池No.1 ポンプ	1 台	(日立) JOV-CH100×80C4-67.5	①
2	壁泉池No.2 ポンプ	1 台	(日立) JOVD100×80C4-67.5	
3	壁泉池No.3 ポンプ	1 台	(日立) JOVD100×80C4-67.5	
4	壁泉池噴水ポンプ	1 台	(日立) US50-60.75SX	
5	壁泉池給水井戸ポンプ	1 台	(日立) PMU40×3-61.5	②
6	日本庭園池井戸ポンプ	1 台	(日立) PMU40×3-61.5	③
7	日本庭園池加圧ポンプ	2 台	(日立) JDM40×32-63.7	
8	日本庭園池循環ポンプ	2 台	(日立) JD80×65L-63.7F	④
計		10 台		

### 保 守 点 検 箇 所

〔ポンプ本体部〕	センターリング・カップリング・カップリングゴム、振動
〔軸 受 部〕	ボールベアリング
〔固 定 部〕	ケーシング (吸・中・吐)
〔封 水 部〕	グラント押え・グラントパッキン増し締め
〔電 動 機〕	絶縁抵抗・ボールベアリング
〔そ の 他〕	ストレーナー・弁・バルブ・逆止弁・圧力計・制御盤作動

## 城北公園外 2 公園人工池清掃業務仕様書

### 1 清掃時期について

- 城北公園（静岡市葵区大岩本町）
  - 壁泉池 4回清掃 5月、8月、11月、2月
  - 日本庭園池 1回清掃 2月
- 清水山公園（静岡市葵区音羽町）
  - 大滝池 4回清掃 5月、8月、11月、2月
- 青木の杜公園（静岡市葵区城東町）
  - 噴水池 4回清掃 5月、8月、11月、2月

※業務実施日は池の汚濁状況等を勘案し、本市担当者と協議すること。

### 2 機械操作について

- (1)清掃を実施するにあたり、循環ポンプ設備等の装置取扱いについては十分留意しなければならない。
- (2)清掃終了後には、バルブ類（排水・給水バルブ等）開閉確認を行うこと。

### 3 池ピットの清掃について

- (1) フランジ部ネジの脱落、緩み等の状況を確認すること。
- (2) 仮設ポンプの設置及び運転に際し、安全確保に必要な対策を講ずること。

### 4 城北公園の清掃について

城北公園 1月の清掃は、日本庭園池を先に清掃してから壁泉池を清掃する。その際、日本庭園池にいる魚等を一時壁泉池へ移動させ、日本庭園池清掃後に戻すこと。

### 5 業務実施の報告について

上記 1 項の清掃時期毎に、都度発注者へ池清掃業務実施の報告書を提出すること。

### 6 その他

受託者が負担する委託業務に使用する器具・材料等には、機材・車両等及び清掃後のゴミ・汚泥等の収集、運搬、処分等にかかる費用を含む。  
汚泥の収集、運搬等は、バキューム車を使用するものとする。  
また、この業務を実施するにあたり関係法令等を遵守し行うこと。  
なお、設計図書に記載のない事項また疑義が生じたときは本市担当者と協議のうえ、その指示に従い施行すること。